



■佐賀県各地 花火大会

今月の記事

C O N T E N T S

●日本年金機構

- 事業主の皆様へ..... 2
- 20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる障害基礎年金受給者の皆様へ 3
- 国民年金保険料免除制度の申請手続きを！..... 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- 財政基盤強化に向けた全国健康保険協会佐賀支部大会を開催いたします 4～5

●佐賀県社会保険協会

- 平成26年度 社会保険事務講習会のご案内 6
- 平成25年度 一般財団法人佐賀県社会保険協会 事業報告・決算報告 7
- 平成26年度 年金シニアライフセミナー..... 7
- 年金相談窓口開設等のご案内 8
- 産前産後にかかる社会保険料が免除されます..... 8

職場内で閲覧しましょう

事業主の皆様へ

「算定基礎届」の提出はお済ですか？

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができませんので、提出がお済でない場合は、早急にご提出をお願いします。
- 平成26年5月31日以前から被保険者である方は「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は、5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成26年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによるお届けが必要となります。)
- 現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」の提出が必要です。

「賞与支払届」の提出をお忘れなく！！

- 被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- 「賞与支払届」(紙様式またはCD)に「総括表」(紙様式)を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給1」に○印をつけて提出してください。

■ 各種適用関係届書の送付先 ■

- ◎ 資格取得届
- ◎ 資格喪失届
- ◎ 被扶養者異動届
- ◎ 賞与支払届
- ◎ 算定基礎届
- ◎ 月額変更届 など

適用関係の各種届書を提出される場合は、以下の所在地へ直接送付いただきますようお願いいたします。



〒840-8530

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F 日本年金機構 佐賀事務センター

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0952-31-4192
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL0954-23-0122

～20歳前等の国民年金加入前に病気やけがをされたことによる～

障害基礎年金受給者の皆様へ

- 国民年金に加入する前の病気やけがにより障害基礎年金を受給されている方は、引き続き年金を受けることができるかを審査するために、毎年7月末日までに現況届・所得状況届等の届出をしていただく必要があります。
- 届出書につきましては、直接ご本人様あて送付されてきますので、お住まいの市町役場の国民年金担当窓口にご提出ください。
- 障害の状態について確認が必要な方は「診断書」の用紙を併せてお送りします。「診断書」は7月1日以降の障害の状態を医師により記入、証明していただき、ご提出ください。（レントゲンフィルム等の提出が必要な方は、レントゲンフィルム等も併せてご提出ください。）
- 平成26年1月2日以降に住所を変更されており、現在のお住まいの市町と1月1日時点のお住まいの市区町村が違う場合は、1月1日時点でお住まいの市区町村役場より所得証明書をお取り寄せいただき、届出書に添付していただく必要があります。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL 0954-23-0121

国民年金保険料免除制度の申請手続きを!

～国民年金保険料の納付が困難なときは～

1 免除(全額免除・一部納付)申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は半額納付などの一部納付となります。

※なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。

2 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。

3 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が猶予されます。

※平成26年度(平成26年7月～平成27年6月)の免除申請の受付が始まりました。希望される方は届出が必要です。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4194
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0123



財政基盤強化に向けた
全国健康保険協会
佐賀支部大会を開催いたします
我々の声を国政の場へ届けましょう!

日時 平成26年 **8月8日** [金] 14:00~15:30

場所 **アバンセ・ホール**
佐賀市天神3丁目2-11(どんどんの森内)

誰かへの参加に
かかっています



第1部 **協会けんぽの現状と国への要望について**
協会けんぽの置かれている現状についてご報告し、政府に対する要請を行います。

1 開会 2 支部長挨拶 3 来賓挨拶 4 基調報告 5 大会決議

要請内容

- 1 協会けんぽに対する国庫補助率を健康保険法が定める上限である20%(現行16.4%)に引き上げること
- 2 公費負担の拡充をはじめ、高齢者医療制度を抜本的に見直すこと

第2部 **協会けんぽの医療費についての研究発表**

- 1 基調講演 佐賀大学経済学部 社会保障法 **丸谷 浩介** 教授
- 2 研究発表 佐賀大学経済学部 丸谷ゼミ学生による分析報告



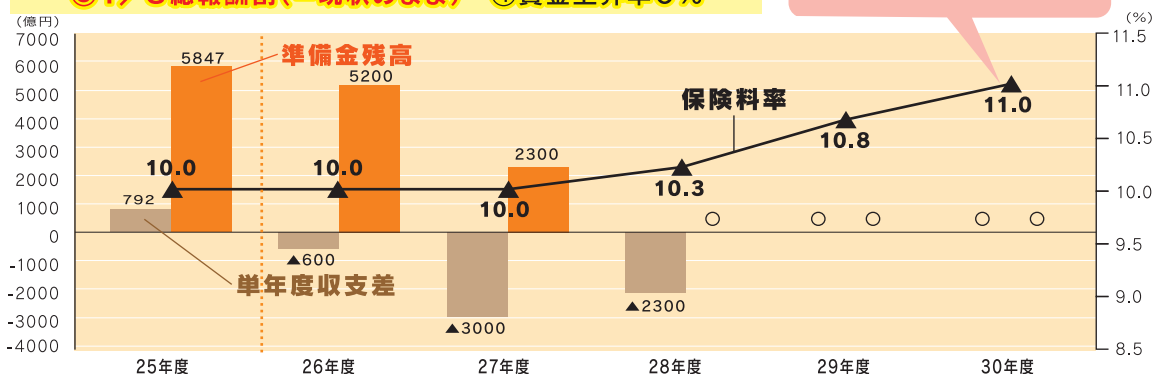
なぜ、国に要請しなければいけないのか？

協会けんぽの財政収支の見通し

以下の前提を置いた場合、平成28年度に準備金が枯渇する見込み
【協会けんぽ平成26年1月推計】

- ①保険料10% ②国庫補助率16.4%(=現状のまま)
③1/3総報酬割(=現状のまま) ④賃金上昇率0%

平成30年度には、
保険料率が11.0%!
もはや国民皆保険とは
言えないかも知れません



国政へ私たち中小企業の声の効果的に訴えるために!

佐賀支部大会 8/8(金)
(6~8月 各都道府県支部で開催)

全国大会
(秋)

国政に訴え
(H27年度予算編成等)

国政も私たちの
声を軽視できない
状況になります!

参加申込み方法

下記へご連絡いただくか、協会けんぽ佐賀支部ホームページ内
(入力とクリックのみ)からお申込みください。

申込締切

平成26年

7月18日(金)

先着

200名



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4・2F

▶ TEL.0952-27-0612
(企画総務グループ)

協会けんぽ 佐賀

検索

お知らせ

負担割合が3割である高齢受給者証をお持ちの加入者がいる事業所様に
「高齢受給者基準収入額 適用申請書」を **7月下旬** に送付いたします。

該当の事業所様へ、
当協会から「高齢受給者
基準収入額適用申請書」
が届きます。

対象者の前年の収入が、
基準額*に満たない場合は、
当協会へ申請ください。

*基準額については同封の
案内文書でご確認ください。

当協会で審査した後、新しい
負担割合が記載された高齢受給者証を
事業所様へ送付いたします。

*新しい負担割合は今年9月から
翌年8月まで有効。

メールマガジンで、最新のお知らせ・健康お役立ち情報などを
無料でお届けしています。簡単に登録できますので、ぜひ
ご登録をお願いします。

協会けんぽ 佐賀

検索

申請書は
ホームページから
印刷できます

- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに
事業所へご返却ください。



平成

26
年度

社会保険事務講習会のご案内

7月

退職者のための 社会保険の手続き

会社を退職したときの年金制度への加入や健康保険、
雇用保険の手続きなどについて学びます。

講師 ● 社会保険労務士

8月

社会保険の 適用実務【中級編】

実務に役立つ年金・健康保険・雇用保険の
適用について知識を学びます。

講師 ● 社会保険労務士

地区	日程	会場	地区	日程	会場
唐津	7月11日(金)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥栖	8月7日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄	7月14日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	武雄	8月8日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖	7月15日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津	8月19日(火)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
			佐賀	8月20日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)

実施時間(各会場共通) ▶ 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加費

会員事業所は無料

(但し、平成26年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☎ おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場・日時	『退職者のための社会保険の手続き』 会場：(唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 日時：平成 年 月 日 ()	『社会保険の適用実務』 会場：(鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津 ・ 佐賀) 日時：平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		TEL:
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成25年度 一般財団法人佐賀県社会保険協会 事業報告

一般財団法人佐賀県社会協会の理事会・評議員会が開催され、平成25年度事業、収入支出決算が審議され、原案どおり可決されましたので報告します。

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持・福祉の増進、社会保険制度の効果と効率を図るため各種事業を実施しました。

種 別	名 称	実施年月日	内 容
会 議	監 事 会	25年5月	平成24年度事業・会計の監査
	理事・評議員会	25年6月	平成24年度事業・決算について
		26年3月	平成26年度事業計画・予算について
講習会・説明会等	社会保険事務説明会	25年6月	県内6会場で算定基礎届・健康保険の給付等の説明・資料配布 1,270名参加
	社会保険事務講習会	年間	佐賀・鳥栖・唐津・伊万里・武雄で 延40回開催、979名参加
	年金シニアライフセミナー	26年1月・2月	県内4会場で開催、93名参加
	年金相談	随 時	事業所に出向いての年金相談・7事業所で172名参加
健康づくり	健康相談	随 時	保健師による事業所に出向いての健康相談・2事業所 35名参加
	カラダ・プラスワン	年 間	パソコン・携帯からの参加で健康への意識改革を 62名参加
広 報	社会保険さが	毎 月	社会保険の現況、関係法令の解説・諸手続の実務等 周知するため、全会員に毎月送付
	諸 資 料	随 時	事務手続集・健康づくりカレンダー・業務案内・チラシ等配布 ホームページによる協会事業等の広報
関係機関との連携協力	佐賀県社会保険委員会連合会	随 時	委員研修会・事務講習会・年金セミナー・健康づくり事業 (委員会との共催) 佐賀ブロック・ボウリング大会 14チーム 42名参加 唐津ブロック・ソフトボール大会 8チーム 125名参加 武雄ブロック・ボウリング大会 14チーム 42名参加

平成25年度 決算報告

平成25年度正味財産増減計算書		
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで		
科 目	予算額	決算額
経 常 収 益		
会 費	31,000,000	29,466,500
利 息	1,000	6,495
雑 収 入	0	39,000
経 常 費 用		
事 業 費	32,872,000	28,018,118
管 理 費	5,352,000	4,294,324
正味財産期首残額	35,715,809	35,739,095
正味財産期末残額	28,492,809	32,938,648

「こんなはずじゃなかった」防止!

平成26年度 **年金シニアライフセミナー**

～現役引退後・これからの「不安…」を「楽しみ!」に変える4時間～

実施時間
各会場共通

12:45 受付

13:00 開始

16:40 終了

- 唐津会場 ● 平成 **7月6日(日)**
会場 唐津国民宿舎虹の松原ホテル 唐津市東唐津4丁目(虹の松原)
- 鳥栖会場 ● 平成 **7月13日(日)**
会場 サンメッセ鳥栖 鳥栖市本鳥栖町1819
- 佐賀会場 ● 平成 **8月3日(日)**
会場 マリトピア 佐賀市新栄東3-7-8
- 武雄会場 ● 平成 **8月24日(日)**
会場 (株)ニューハートピア 武雄市武雄町永島15750-1

お問い合わせ先 **TEL.0952-26-3171**

平成26年8月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (完全予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (完全予約)	6 多久市役所 (完全予約)	7	8 伊万里市役所 (完全予約)	9 年金事務所 休日相談日 (完全予約)
10	11 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (完全予約)	13 有田町役場 東庁舎 (完全予約)	14	15 伊万里市役所 (完全予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (完全予約)	20 多久市役所 (完全予約)	21	22 伊万里市役所 (完全予約)	23
24/31	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (完全予約)	27 有田町役場 本庁舎 (完全予約)	28	29 伊万里市役所 (完全予約)	30

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談 完全予約制

出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～15:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
 ※年金事務所では予約による年金相談を受けております。
 ※希望される日の前日までにお申込ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については完全予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は完全予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル **0942-50-8151** で受け付けております。こちらもご利用下さい。

♥ 産前産後にかかる社会保険料が免除されます ♥

平成26年4月から、産前42日(出産日は産前として取り扱います)から産後56日のうち、労務に従事しなかった期間について、事業主・被保険者負担分とも社会保険料が免除されます。

上記期間のうち、産休開始日の属する月から産休終了日の属する月の前月分まで(産休終了日が月の末日だった場合は産休終了日の属する月まで)について、事業主が届けを行うことにより、健康保険料・厚生年金保険料が事業主負担分・被保険者負担分とも納付が免除されます。

なお、免除された期間について、将来年金を受給する際は保険料納付したものと計算されます。

お手続きの例

出産前に産休期間中の保険料免除のお届けを行う場合

- 1 出産予定日より前に出産した場合**
 ◎産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
 ◎出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出
- 2 出産予定日より後に出産した場合**
 ◎産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
 ◎出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出
- 3 出産予定日に出産した場合**
 ◎産前休業開始後に「産前産後休業取得者申出書」を提出
 ◎「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出は不要

出産後に産休期間中の保険料免除のお届けを行う場合

◎出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出

産休終了予定年月日の前までに産休を終了した場合

当初お届けした産休終了予定年月日よりも前に産休を終了した場合は、「産前産後休業取得者変更(終了)届」により終了日を提出(終了予定日どおりに終了した場合は、お届けは不要です。)



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成26年7月分保険料の 納付期限は平成26年9月1日(月)です。

ご注意ください 平成26年7月分の社会保険料計算に係る届書は**8月7日(木)**までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成26年7月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。